

令和2年3月27日

スポーツ教室受講者 各位

スポーツ教室受講料の還付対象教室について（お知らせ）

この度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためスポーツ教室が中止となり、受講生の皆様には多大なご迷惑をおかけしておりますこととお詫びいたします。

さて、表記の件につきまして、健康自己申告書内「誓約書」にて、

○教室中止の場合の対応について（承諾事項）

- ・天災等の影響による教室中止において当該期中の振替にて対応できない場合には、予定回数の8割以上の実施をもって完了とさせていただきます。8割に不足する回数分につきましては、相応した額の返金（受講料の日割還付）にて対応させていただきます。
- ・保険料につきましては、返金の対象外とさせていただきます。

との規定がございます。今般の新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、国・県・市からも自粛や中止の要請が行われる未曾有の事態でございます。また、教室の中止期間が3月31日までとなり振替対応ができかねますことから還付対応といたしたく、上記事項に基づき8割未満の実施回数である教室が対象となります。

つきましては、還付対象の教室は以下のとおりでございます。

親子体操火1／親子体操火2／幼児体操火／骨盤体操
ジュニアテニス火1／ジュニアテニス火2／中級キッズテニス
キッズサッカー／ジュニアサッカー
初級硬式テニス火／中級硬式テニス火／中・上級硬式テニス火／初級硬式テニス木

体操女子選手コース／体操男子選手コース／体操男子選手養成コース／
器械運動週2回コース

ジュニアテニス選手養成コース／ジュニアテニス選手コース／
ジュニアテニス中学生コース

なお、還付額と手続き方法につきましては、別途ご案内をさせていただきます。

戸田市スポーツセンター
電話048-443-3523